

家庭ごみの収集状況について お知らせします



各指定収集袋とその外装袋

市では、29年7月に家庭ごみの戸別収集を開始し、同年10月に3品目の家庭ごみの有料化を開始しました。有料化から1年が経過し、家庭ごみの排出状況、廃棄物処理手数料の収入、ごみと資源物の収集運搬や処理に係る経費など、多くの問い合わせをいただいている内容などについて報告します。

詳しくはごみ対策課 ☎473・2117 へ。

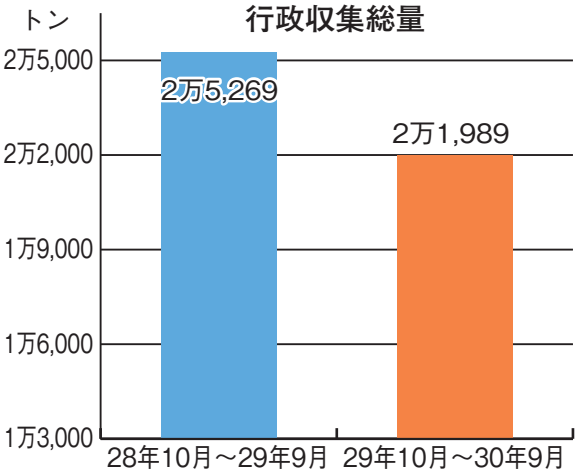
家庭ごみの有料化は、ごみの減量、公平な負担、ごみに対する意識の向上を目的として、市が一般廃棄物処理の手数料を徴収することで、経済的動機付けに伴う排出抑制、分別排出の推進、ごみ減量などに関する行動の実践とライフスタイルの転換を図り、ごみの減量だけでなく、適正処理や効率的なごみ処理事業の必要性を意識していただくことに加え、中間処理施設や最終処分場の負担軽減の効果が期待され、国が推し進める循環型社会の形成においても大きく寄与するものです。

さらに、家庭ごみ有料化と併せ、戸別収集を実施することと、排出者が明確化され、排出者の責任意識が生まれることにより、これまでの諸課題を解決することができ、これらの相乗効果により、全市民のごみ減量化・資源化に取り組んでいただく動機付けとなります。

また、1年が経過し、市民の皆さんからいただく主な問い合わせは、「案内シールが貼られているが分別の仕方が分からない」、「収集漏れ」、「不法投棄」などとなっています。

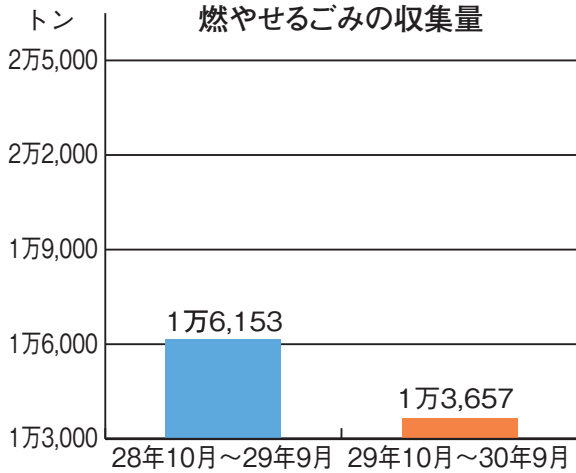
市では、「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」において、33年度までに、1人1日当たりの家庭ごみの排出量を50.5g、資源化率を42・1%とすることを目標に、市民の皆さんのご理解とご協力のもと、家庭ごみの減量化・資源化に取り組んでいます。

ごみと資源物の収集量の比較

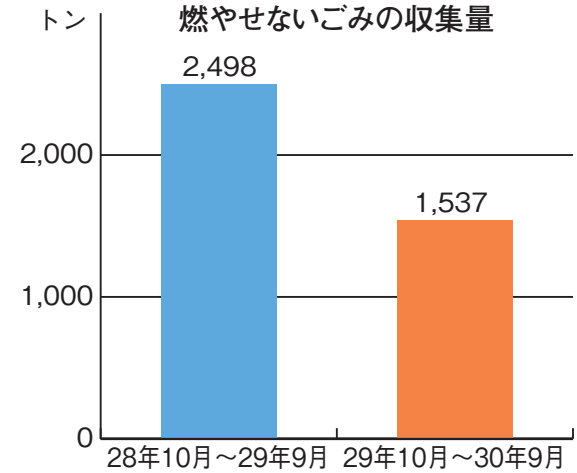


行政収集総量は、有料化前1年間と有料化後1年間の比較では、約13%の減となりました。

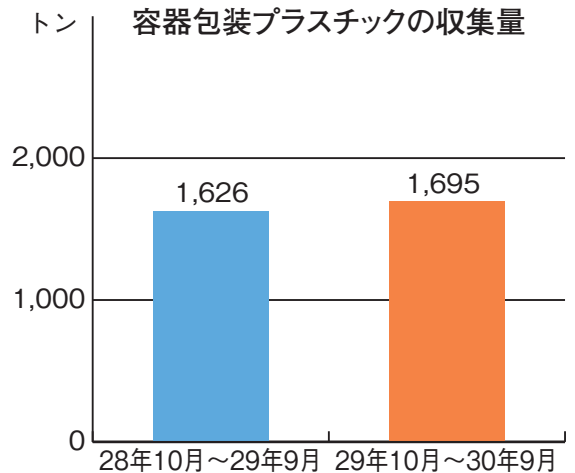
※行政収集総量とは、市で収集したごみと資源物の総量。



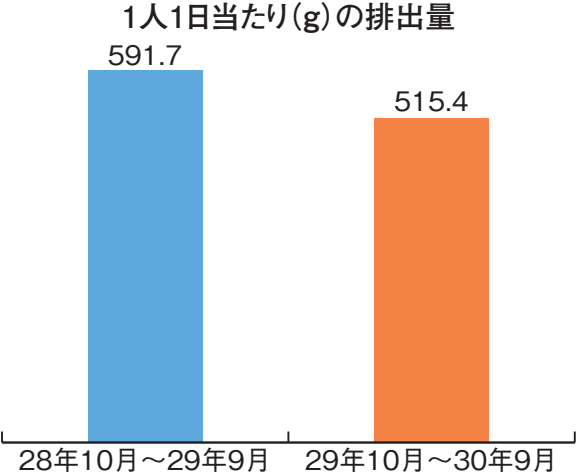
燃やせるごみは、約15%の減となりました。これは、有料化前と比較して、これまで燃やせるごみに捨てられていた紙・布類や剪定枝などへの分別排出が進んだことによるものと考えられます。



燃やせないごみは、約38%の減となりました。これは、燃やせるごみ同様、有料化前と比較して、これまで燃やせないごみに捨てられていた容器包装プラスチックなどの資源物への分別排出が進んだことによるものと考えられます。



容器包装プラスチックは、約4%の増となりました。これは、これまで燃やせるごみや燃やせないごみに捨てられていた容器包装プラスチックの分別が徹底されたことで増加したものと思われます。容器包装プラスチックは、資源化する際に厳しい品質検査があることから、正しく分別することが求められています。今後は、さらに品質基準の向上へ向けた分別方法の再周知など、市民の皆さんへご協力をお願いしていきます。

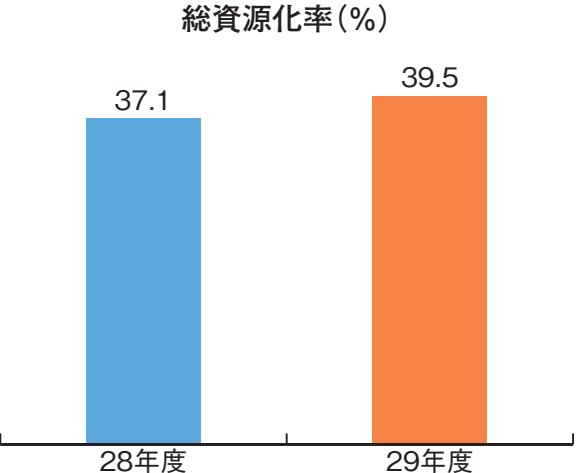


「1人1日当たり」の排出量は、次の計算式により算出しています。

行政収集総量 ÷ (人口 × 365日)

※人口は各年10月1日現在。

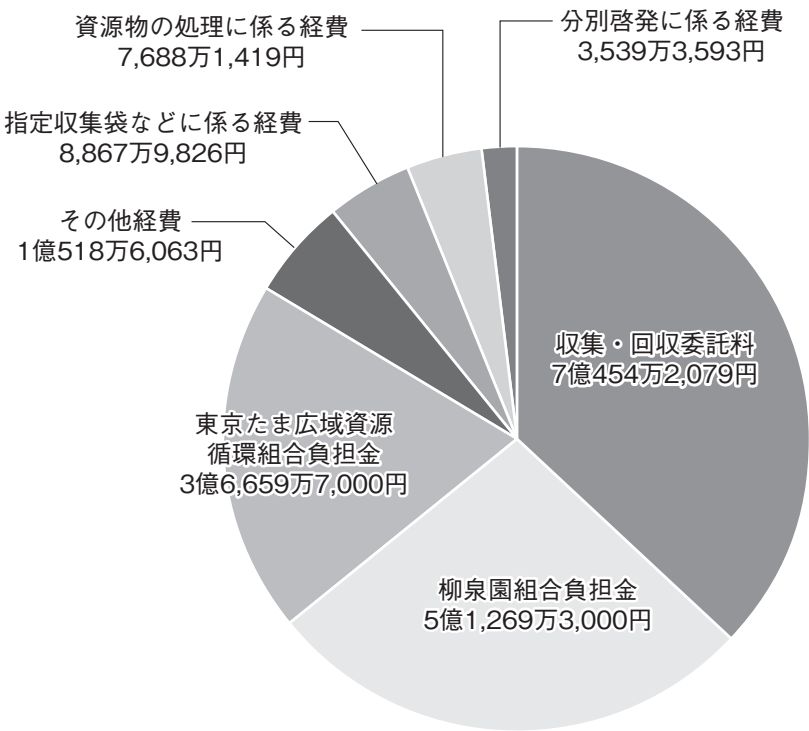
「1人1日当たり」の排出量の数値が小さいほど、市民の皆さんのごみ減量への協力や排出抑制の成果が表れます。



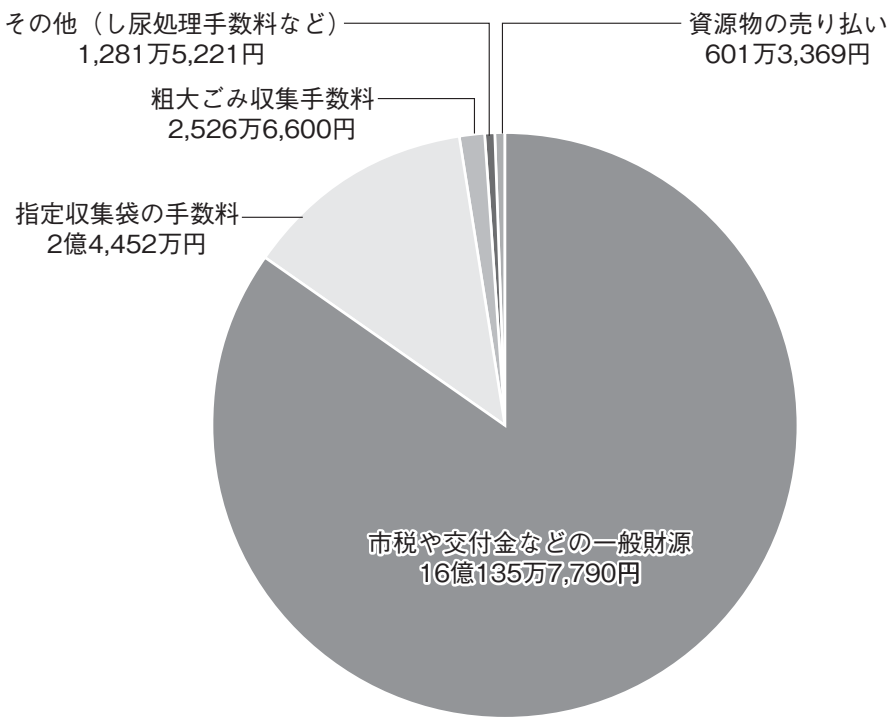
総資源化率は対前年度比約6.5% (2.4ポイント) の増となりました。総資源化率については、エコセメントの原料となる焼却灰や、資源集団回収量も含まれて算出されます。前年度と比較して、紙・布類や容器包装プラスチック、剪定枝の排出量などが増加したことにより、市民の皆さんのご理解とご協力のもと、ごみの減量化・資源化が進んでいるものと考えられます。

ごみ処理に係る経費の29年度決算状況について

29年度歳出決算額



29年度歳入決算額



29年度 ごみ処理に係る経費総額 18億8,997万2,980円 ※職員人件費は除く

29年度のごみ処理経費について

29年度のごみ処理に係る経費の歳入・歳出決算額合計は、それぞれ18億8,997万2,980円となりました。歳出では、収集委託料、中間処理施設である柳泉園組合の負担金と最終処分場である東京たま広域資源循環組合の負担金の合計が15億8,383万2,079円と歳出決算額の約84％を占めています。

その他には、容器包装プラスチックを選別するための経費などが主なもので、29年度はコールセンターに係る経費622万1,790円など、家庭ごみ有料化の実施に伴う一時的な経費も含まれています。また、指定収集袋に係る経費の内訳は、製

造に係る経費が6,625万7,298円、管理・配送・収納代行に係る経費が657万7,632円、取扱店への手数料が1,584万4,896円となっています。

歳入の内訳は、市税や交付金などの一般財源が16億135万7,790円と約85％を占めています。29年度については家庭ごみ有料化が年度途中からの実施となっているため、通年での実績とはなっていませんが、指定収集袋の収集手数料の2億4,452万円を、ごみ処理に係る経費の一部へ充てています。

29年度の戸別収集と家庭ごみ有料化の実施状況について

収集体制について

収集体制については、28年10月からの燃やせるごみと布類、29年7月からの小型廃家電類を除く全品目の戸別収集の実施を、市民の皆さんのご理解とご協力のもと、段階的に実施しました。また、戸別収集に伴う清掃車両の増車などの収集・運搬に係る課題については、1台の車両で同時に複数品目を収集すること、排出時間を収集日当日の午前8時半までとすることや、排出量の制限を設けることなどにより、これまでの収集回数を維持していく収集体制としました。

実施当初の数日は、最終収集時間が午後5時を超えてしまうこともありましたが、現在は収集時間が短縮され、すべての品目でおおむね午後4時半までに収集を終了しています。

廃棄物処理手数料など制度の見直しについて

ごみや資源物の排出量やごみ処理に係る経費などについては、30年度の実績が初めての1年間の実績となり、各年度ごとの比較ができることとなります。

単価の見直しについては、ごみの減量効果に加え、ごみ処理に係る経費などを、有料化前と有料化後の一定期間の状況を把握した上で、検証・分析する必要がありますと考えています。

今後、制度の見直しについては、環境省からの一般廃棄物処理有料化の手引きによる基本的な考え方に基づく、排出抑制の効果、再生利用促進の効果、市民の皆さんの意識改革、不適正処理や不法投棄の防止などの効果に加え、収集頻度、収集体制についても制度の実施状況およびその効果について毎年度の検証・点検・情報提供を行っていく中で検討していきます。

家庭ごみの排出状況について

家庭ごみ有料化を実施して、有料化前の駆け込み排出という現象もあり、行政収集総量の、有料化前の1年間との比較では約13％の減少でした。29年度は半年間の実施となり、年度ごとの比較が難しい状況ですが、燃やせるごみ・燃やせないごみの収集量は減少傾向にあり、容器包装プラスチックや紙・布類の回収量は増加傾向にあることから、市民の皆さんのご理解とご協力のもと、ごみの減量化・資源化が進んでいるものと考えています。

ごみ排出が困難な方への支援について

高齢者や障害者など、ごみ出しや分別が困難な方には何度か訪問の上、排出方法などを説明し、状況に応じて、関係部署や地域包括支援センターなどと連携して対応しています。今後は、ごみ排出が困難な方が増えていくことも予想されることから、支援の方策について関係機関などと連携し、検討を進めていきます。

収集漏れについて

戸別収集開始直後には、収集時の見落としが原因と思われる収集漏れが発生し、ご迷惑をお掛けしましたが、現在は、収集漏れはほとんどなくなってきています。

現在では、「ごみ出しが間に合わなかった」「まだ収集がされていない」といった問い合わせが多くなっています。

ごみと資源物の収集はその日の交通事情、天候や排出量により、毎日同じ時間に収集できるとは限りません。また、収集車が収集した後に出されたごみ・資源物は、再度収集していません。

市民の皆さんには、ごみと資源物の排出は収集日当日の朝8時半までなど、改めて排出ルールの徹底にご協力をお願いします。

ボランティア袋の配布について

市では、個人や自治会などの各種団体がボランティア活動として道路や公園などの公共施設を清掃した際にそのごみを出すことができる「ボランティア袋」を、12月17日（月）から配布します。

ボランティア袋は、5リットルと40リットルの2種類で、どちらかの袋を、1回の申請で個人が50枚まで、自治会などの各種団体が100枚までを上限に配布します。

申し込みは、ごみ対策課（八幡町2-10-10）で申請書に必要事項を記入の上、登録して配布します。

また、自治会などの各種団体が特定の場所（公園や道路）を清掃する場合は、公園についてが環境政策課（市役所5階）、道路についてが管理課（同5階）でも申請できます。

ボランティア袋の出し方などの詳細は申請の際にご説明します。

【ご注意】申請書は12月3日（月）から、ごみ対策課、環境政策課、管理課で配布するほか、市ホームページからも取得できます▼家庭の落ち葉や雑草などは、無料で収集しますので、これまで通りの方法で出してください▼ボランティア袋には、家庭から出るごみや事業系ごみは絶対に入れないでください▼集めたごみは分別してボランティア袋に入れ、家庭ごみと一緒に排出量の制限範囲内で分別品目の収集日に出してください▼大量に排出する際は、事前にごみ対策課☎473・2117へご連絡ください▼ボランティア袋には、地域のイベントや祭りで出たごみは絶対に入れないでください

不法投棄について

集積所跡地や共同住宅の集積所への外部からの持ち込み、道路・公園などへの不法投棄について問い合わせがあった際は、各関係部署で対応しています。

また、テレビや冷蔵庫が市有地へ不法投棄された場合、市が費用を掛けて処分します。不法投棄の件数と処分に掛かった金額は、28年度が80件で22万6,891円、29年度が22件で6万2,148円と減少しています。

私有地へ不法投棄された場合、ごみ対策課が中身を確認し本人が特定できた場合は市が直接指導していますが、共同住宅の集積所への不法投棄は、住人、管理会社やオーナー、市担当職員の三者で話し合いをした後、貼紙やポスティング、鍵の付いた収集容器の使用や集積場所を敷地内へ変更するなどの対策をしています。

現在、不法投棄や指定収集袋以外で出されているといった連絡は、減少傾向ですが、今後も連絡があった際は、状況を把握しながら、解決に向けて対応していきます。

不法投棄は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金など厳しい罰則が設けられています。また、市においても、勧告に従わなかった場合の公表措置や市が代理で処理を行った場合の処分費用等の徴収などの罰則規定を設けています。

不法投棄を見掛けたら

「不法投棄されている」「不法投棄しようとしている」「不法投棄して逃げていった」など、不法投棄を見掛けたら、次の通報先へ連絡してください。

【通報先】田無警察署☎467・0110、市ごみ対策課☎473・2117

◎通報時には、次の事項をお知らせください。▼不法投棄された場所（誰の土地か）▼不法投棄を発見した日時▼不法投棄物の種類と量▼不法投棄している人の特徴や人数▼車の車種やナンバー

不法投棄をなくすために

市では、私有地に捨てられた不法投棄物の収集ができません。不法投棄された場合、土地の所有者・管理者などが自ら処理する必要があります。そのため、土地の所有者・管理者の皆さんにおいても、不法投棄されないように、土地の管理をしてください。不法投棄された物をそのまま放置しておく、新たな不法投棄を招く場合があります。

土地の占有者（管理者）の方へ

私有地、私道にごみが不法投棄された場合、投棄した者を特定できない限り、投棄物の処分は、土地の占有者（管理者）がしなければなりません。不法投棄の被害に遭わないためにも、日ごろから土地の管理を適切に行い「柵を設置する」「警告看板を掲示する」などの対策をお願いします。

市では不法投棄防止のため、パトロールをするとともに、土地の占有者（管理者）で希望する方に、不法投棄警告ポスターをお渡ししていますので、ごみ対策課へ問い合わせてください。

不法投棄はその行為をした人が悪いのですが、皆さんの日ごろからのごみを投棄されない環境づくりも重要です。

集団回収について

紙類・布類・アルミ缶を回収している市民団体に、報奨金を交付しています。報奨金は、1kg 当たり9円です。

対象は、市内在住者で構成する団体で、自治会、子ども会、PTAのほか、近所の方たちなど、少人数の団体でも申請できます。ただし、申請時に団体の存在を確認するため、規約や名簿などを提示していただきます。申請は年2回（8月と2月）受け付けます。詳細はごみ対策課または市ホームページ（<http://www.city.higashikurume.lg.jp/kurashi/kankyo/shigen/tokushu/1000844.html>）から取得できる「集団回収マニュアル」をご覧ください。

分別に迷った時は、東久留米市ごみ分別辞典をご活用ください

市では、戸別収集実施前に、生活ごみと資源物の出し方のパンフレットを全戸配布しました。また、ごみや資源物の分別が分からないときに、パソコンやスマートフォンから簡単に検索できるホームページ「東久留米市ごみ分別辞典（<http://www.gomisaku.jp/0069/>）を提供しています。同ホームページのキーワード検索欄に品物名を入力し、対象の「詳細」をクリックすると分別方法などが表示されます。ぜひご活用ください。

小型家電を回収しています

市では、小型電子機器（小型家電）に含まれるレアメタル（希少金属）を有効利用するため、小型家電ボックスを設置し拠点回収を実施しています。

回収ボックス設置場所		
市役所本庁舎	中央町地区センター	東部地域センター
八幡町地区センター	野火止地区センター	西部地域センター
南町地区センター	浅間町地区センター	南部地域センター
ごみ対策課庁舎	わくわく健康プラザ	上の原連絡所
青少年センター	第六小学校	小山小学校

回収品目	
デジタルカメラ・ビデオカメラ	リモコン
据置型ゲーム機	電子辞書
携帯型ゲーム機(および付属品)	電話機（ファクス付きは除く）
CD・MDプレーヤー（携帯型）	携帯用ラジオ
各種ケーブル類	デジタル時計
ICレコーダー	懐中電灯
キーボード（パソコン用）	ヘッドライヤー
マウス	電子血圧計・電子体温計
ルーター・モデム	携帯電話（※）
電卓	ノート型パソコン（※）

※携帯電話とノート型パソコンは、市役所本庁舎とごみ対策課庁舎のみで回収しています。

また市では、2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルに、不要になった小型家電に含まれるリサイクル材を活用する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加しています。東京2020組織委員会が主催するこの取り組みが2020年以降も持続可能なリサイクルの促進につながることを期待しています。



設置されている小型家電回収ボックス

生ごみ処理機器購入費助成金について

市では、ごみ減量対策の一環として、生ごみの減量を促進するため、生ごみの自家処理を前提とした減量化処理機器の購入に対して、助成金を交付する制度を設けています。

【助成対象】市内在住で、生ごみ減量化処理機器を購入し、市内に設置する方

【助成金額】処理能力1日5kg未満で購入金額が7,000円まで＝購入金額の2分の1の額（100円未満切り捨て）▼購入金額が7,000円以上1万2,000円まで＝3,500円▼購入金額が1万2,000円以上6万円まで＝購入金額の3分の1（100円未満切り捨て）▼購入金額が6万円以上＝2万円▼ダンボールコンポスト＝購入金額の2分の1（100円未満切り捨て）▼処理能力1日5kg以上＝購入金額の3分の1（100円未満切り捨て）または、30万円のいずれか低い方の額

【必要書類など】ごみ対策課（八幡町2-10-10）、環境政策課（市役所5階）、市ホームページ（<http://www.city.higashikurume.lg.jp/kurashi/kankyo/shigen/gomishigen/1000835.html>）で配布している申請書、購入を証明する領収書など（レシート不可、購入者の氏名・金額・購入日・製品名・販売店が記入され、購入店の印が押印されているもの）または、販売証明書（ごみ対策課、環境政策課、市ホームページで配布）、機器の処理能力などが分かるもの（取扱説明書など）の写し、印鑑、通帳

申し込みは土曜・日曜日、祝日と正午～午後1時を除く午前8時半～午後5時に、必要書類などを持参の上、ごみ対策課または環境政策課へ。

集積所跡地の活用について

集積所跡地について、次の①～③の順番で取り扱うこととしました。

- ①ごみ収集に伴う一時積み替え保管場所や公共用地としての活用
- ②隣接地主への売却
- ③自治会などの防災施設などへの活用

売却については、①の活用がなく、集積所跡地にマンホールなどがない場合で、集積所跡地に隣接している地主の方に限定します。引き渡しは、現状有姿を原則とします。

なお、①～③の用途がない場合は、今後、貸し付けや隣接地主以外への売却を検討します。

詳細は広報12月15日号でお知らせする予定です。詳しくはごみ対策課☎473・2117へ。

容器包装プラスチックの分別方法

○容器包装プラスチックとは

食用品や日用品を買ったときに使われているプラスチック製の袋・包み・入れ物のことで、中身を使った後に不用となるものです。基本的にプラマークが付いているものが対象となります。

○主なもの

- ・カップ・パック類
- ・トレイ類
- ・ポリ袋類
- ・発泡スチロール・緩衝剤
- ・キャップ・ラベル類
- ・洗剤やシャンプーなどのボトル類



容器包装プラスチックの一例



カップ・パック類



トレイ類



ポリ袋類



発泡スチロール・緩衝剤



キャップ・ラベル類



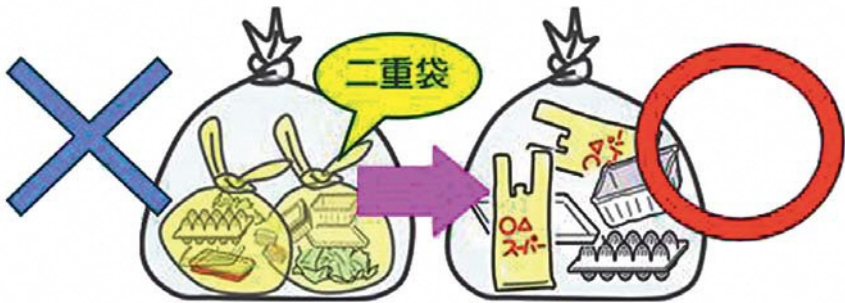
洗剤やシャンプーなどのボトル類

○注意点

- ・容器包装プラスチックは元の大きさが分かるように切ってもかまいませんので、袋に入れて出してください。
- ・油などで汚れているものは汚れが見えない程度に汚れを落としてから出してください。汚れが落とせないものは「燃やせないごみ」として出してください。

○容器包装プラスチックの二重袋について

排出された容器包装プラスチックはリサイクルをしていますが、不純物が混ざっているとリサイクルできなくなります。そのため中間処理施設では、袋をすべて破いて中身を確認しています。二重袋で出された容器包装プラスチックは異物として扱われリサイクルできなくなるため、二重袋では出さないでください。

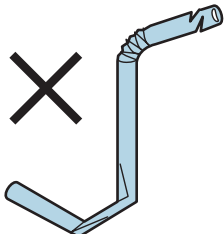


容器包装プラスチックではないもの

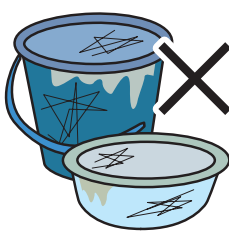
プラスチック製品は容器包装プラスチックの対象外です。「燃やせないごみ」に分別してください。



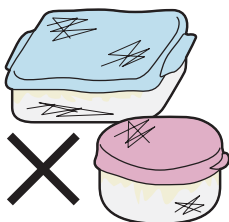
カミソリ



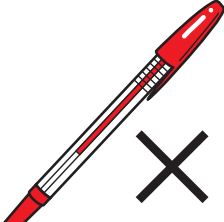
ストローや
プラスチック製スプーン



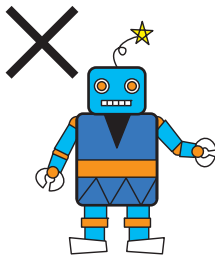
バケツや桶など



食品保存容器や
食品保存袋



ボールペンなどの文具



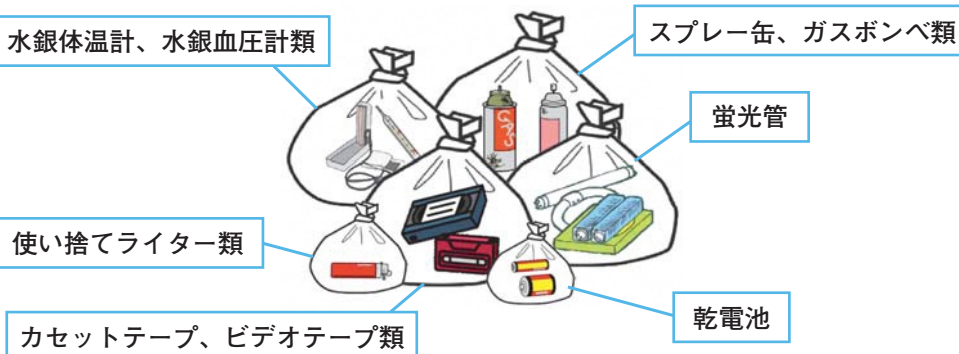
おもちゃなどの製品

イラスト出典：経済産業省ウェブサイト
(<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/index.html>)

リチウムイオン電池と有害ごみ

中間処理施設である柳泉園組合で、リチウム電池などが原因と推測される火災が発生しました。

燃やせないごみの中に、「リチウム電池」「中身の残っているスプレー缶」「ライター」などが混入している場合があります。誤った分別をすると、作業員が負傷するなど大事故につながる恐れがあります。有害ごみは、毎週水曜日に指定収集袋に入れずに無料で出すことができます。事故を未然に防ぐために、必ず分別して出してください。ご協力をお願いします。



※有害ごみは、透明または半透明の袋に入れて出してください。
電球やグローランプ、LED電球など、電球類は燃やせないごみです。
割れてしまった蛍光管も、燃やせないごみです。

在宅医療廃棄物について

インスリン自己注射などの在宅医療に伴い排出される使用済み注射針は、処方した医療機関（病院や診療所）または薬局に返却してください。東久留米市薬剤師会では在宅医療に伴う使用済み注射針の回収事業を行っています。衛生処理や清掃作業員の針刺し事故防止のため、ご協力をお願いします。



事業系ごみについて

事業系ごみとは、一般家庭から出されるごみと区別して、会社・事務所・店舗・工場などの事業活動から出されるごみです。事業系ごみは市では収集しません。許可を受けた一般廃棄物処理業者と契約し、処理を委託してください。